

## こんな時には、手続きが必要です

県営住宅に入居されている間、以下のような事由が発生した場合、すみやか（1か月以内を目途）に埼玉県住宅供給公社(管轄支所)で手続きを行ってください。尚、ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

ご注意 ください	(1)世帯(ご家族)に異動がある方は、必ず届出や承認申請等の手続きが必要となります。 (2)手続きに必要な添付書類は、原本(3か月以内の交付)を提出してください。
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------

【主な手続き一覧】 下記以外の書類が必要となる場合もあります。

内容	申請書の種類	必要書類（添付する証明書等）
<ul style="list-style-type: none"> <li>子の出生</li> <li>同居者の転出（死亡・離婚・別居等）</li> </ul>	入居世帯異動届（世帯員の異動）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出生の場合……住民票（世帯全員と続柄が記載されているもの）</li> <li>○死亡の場合……住民票の除票</li> <li>○別居等の場合…住民票の除票又は転出先（新住所地）の住民票</li> <li>○離婚の場合……戸籍謄本（離婚の事実が確認できるもの）と転出した方の住民票の除票又は転出先（新住所地）の住民票</li> </ul> <small>※家賃減免期間中の方はあわせて減免申請（減免見直し）をしてください。</small>
<ul style="list-style-type: none"> <li>名義人が結婚したとき</li> <li>新たに親族を同居させたいとき</li> </ul> <p>【同居が可能な方】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>名義人の配偶者</li> <li>名義人の一親等の血族又は姻族</li> </ol>	同居承認申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○戸籍謄本（名義人との続柄が確認できるもの）</li> <li>○同居させたい方の収入の額を証する書類（所得証明書等）</li> </ul> <small>※中途就職、退職の場合は、給与支払証明書、退職証明書等</small> <ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅に困窮している旨の証明書（建物の賃貸借契約書の写し等）</li> <li>○納税証明書等（税金を滞納していないことが確認できるもの）</li> </ul> <small>※家賃減免期間中の方はあわせて減免申請（減免見直し）をしてください。</small>
<p>★申請時に再計算した同居後の収入月額が、県営住宅の入居収入基準を上回る場合の同居は認められません。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>名義人の死亡又は離婚により名義人が退去し、同居者が引き続き入居しようとするとき</li> </ul> <p>【引き続き入居が可能な同居者】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>名義人の配偶者</li> <li>名義人の一親等の血族又は姻族であり、①～④のいずれかに該当する方。</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>60歳以上の方</li> <li>1～4級に該当する身体障がい者の方</li> <li>1～2級に該当する精神障がい者の方</li> <li>①A、B に該当する知的障がい者の方</li> </ol>	入居権利者地位承継承認申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>○戸籍謄本（名義人との続柄が確認できるもの）</li> <li>○転出する名義人の住民票の除票又は転出先(新住所地)の住民票</li> <li>○住宅に残る方の住民票（世帯全員と続柄が記載されているもの）</li> <li>○入居届け書、同意書・念書等、緊急時等連絡先の本人確認書類</li> </ul> <small>※家賃減免期間中の方はあわせて減免申請（減免見直し）をしてください。</small> <p>★申請時に再計算した承継後の収入月額が、県営住宅の入居収入基準を上回る場合は、地位承継は認められません。</p> <p>★同居承認された日から、1年未満の方の地位承継は認められません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時等連絡先の死亡等により変更しようとするとき</li> </ul>	緊急時等連絡先変更承認申請書	○新緊急時等連絡先の本人確認書類・同意書
<ul style="list-style-type: none"> <li>連帯保証人の死亡等により連帯保証人を変更しようとするとき</li> </ul>	連帯保証人変更承認申請書	○新連帯保証人の印鑑登録証明書 ○新連帯保証人の所得証明書・同意書等
<ul style="list-style-type: none"> <li>入居者の姓名が変わったとき</li> </ul>	改名届	○住民票（改名の事実がわかるもの）等
<ul style="list-style-type: none"> <li>続けて15日以上使用しないとき</li> </ul>	住宅不使用届	○不在時の緊急連絡先等をお尋ねする場合があります。
<ul style="list-style-type: none"> <li>収入が著しく低いことから、家賃の支払いが困難になったとき</li> </ul>	減免申請	○世帯全員の住民票（世帯全員と続柄が記載されているもの） ○所得証明書等

# 県営住宅だより

令和6年3月号  
NO.126



## 自治会活動に積極的に参加しましょう

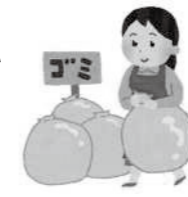
県営住宅の自治会では、団地敷地内の草刈りや清掃活動のほか、入居者同士の親睦活動や共益費・自治会費の徴収を行っており、共同住宅での生活を快適に過ごすうえで不可欠な組織です。自治会活動に積極的に参加し、明るい住まいづくりにご協力ください。



## 団地のルールを守りましょう

集合住宅で生活をするにあたり、入居者の皆さまが安心、快適に暮らせるよう、ルールを守っていただくようお願いいたします。

○ごみ出し  
出す日・場所が決まっています。



○騒音に注意  
ドアの開閉音、テレビ、洗濯の音等は思いのほか響くことがあります。近隣の方の迷惑にならないよう注意してください。



○階段や廊下、バルコニーに物を置かないでください。バルコニーは避難通路になります。



○犬、猫、鳥など動物を飼うことや餌やりは禁止されています。



# 埼玉県住宅供給公社

〒330-8516 さいたま市浦和区仲町 3-12-10

公営住宅部

(県営住宅課)

TEL048-829-2875

(県営住宅収納課) TEL048-829-2876

(県営住宅課駐車場担当) TEL048-829-2864

技術部

(公営住宅技術課)

TEL048-829-0081

大宮支所 〒330-0805 さいたま市大宮区寿能町2-131

TEL048-645-1772

川越支所 〒350-1101 川越市の場2218-4ベルアート301号室

TEL049-227-6408

熊谷支所 〒360-0826 熊谷市赤城町1-147-2

TEL048-524-7963

岩槻支所 〒339-0007 さいたま市岩槻区諏訪3-3

TEL048-794-7146

## 防災セミナー ～栗橋しづか住宅自治会～

令和6年2月に栗橋しづか住宅自治会では赤十字から2名の方を講師としてお招きして防災セミナーを開催しました。地震や水害等から身を守るために必要となる行動や事前にできる備え等について講義をしていただきました。

今回の防災セミナー開催に当たっては、自治会の防災担当が中心となって住民に声をかけ、連休の中日にはありましたが大人9名・子ども2名の方にご参加いただきました。

セミナー終了後には緊急時を想定し、水で即席麺を作り皆さんに食べていただきました。

利根川に近い栗橋エリアは浸水危険エリアとなっており、大雨災害等が起きた場合の避難経路の確保や備えが重要となります。

災害時には住民ひとりひとりが身を守ることはもちろん、周囲の方と協力し合い行動できるよう改めて周知していきたいと思っております。

栗橋しづか住宅自治会



～防災セミナーの様子～

## 転落事故にご注意ください

毎年、子どもが窓やベランダから転落する事故が発生しております。子どもの見守りと合わせて事故が起きない環境をつくるのが重要です。



### 【転落事故を防ぐためのポイント】

- ◆子どもだけを家に残して外出しないようにしましょう。
- ◆窓やベランダの手すり付近に足場になるようなものを置かないようにしましょう。
- ◆特にエアコンの室外機は手すりから離して設置しましょう。
- ◆ベランダでは遊ばないようにしましょう。

## 見守りサポーター登録を受付しています

公社では、県営住宅に定期的に来訪する事業者や団地自治会が普段の活動において、入居者の異変を察知した場合に公社にご連絡いただき、入居者の見守りの担い手「見守りサポーター」の登録を受け付けています。

未登録の自治会におかれましては、ボランティアによる共助の取り組みにご理解いただき、ご登録をお願いいたします。



## 合鍵の預け先登録

公社では見守りの一環として、合鍵を預けているご親族などの情報の登録を行っています。詳しくは管轄支所までお気軽にお問い合わせください。



## 令和6年度 家賃・駐車場使用料 口座振替日のご案内

### 【家賃 口座振替日】

家賃の引落日は、毎月末日の前日です。ただし、末日の前日が金融機関の休業日の場合は、その前日になります。必ず引落日前日までに入金してください。

納入月	引落日	納入月	引落日
令和6年 4月	4月26日(金)	令和6年 10月	10月30日(水)
5月	5月30日(木)	11月	11月29日(金)
6月	6月28日(金)	12月	12月30日(月)
7月	7月30日(火)	令和7年 1月	1月30日(木)
8月	8月30日(金)	2月	2月27日(木)
9月	9月27日(金)	3月	3月28日(金)

### 【駐車場使用料 口座振替日】

駐車場使用料の引落日は、家賃の引落日と異なります。必ず引落日前日までに入金してください。

納入月	引落日	納入月	引落日
令和6年 4月	4月26日(金)	令和6年 10月	10月30日(水)
5月	5月30日(木)	11月	11月28日(木)
6月	6月27日(木)	12月	12月27日(金)
7月	7月30日(火)	令和7年 1月	1月30日(木)
8月	8月29日(木)	2月	2月27日(木)
9月	9月27日(金)	3月	3月28日(金)



駐車場使用料の口座振替は、下記の銀行で取扱いいたします。

- ◎ 埼玉りそな銀行
- ◎ りそな銀行
- ◎ 武蔵野銀行

## 駐車場のルールを守りましょう



県営住宅の外来用(来客用)駐車場に住人の方が無断で駐車をしている状況が時々見受けられます。団地にお住まいの方は外来用には駐車できません。必要とする方が利用できるよう駐車場のルールを守り、住人の皆さまの迷惑にならないよう心がけましょう。

## 入居中の各種手続きについて

今年も、進学や就職などによる引っ越しが多くなる季節となりました。世帯人数の変更があった場合や緊急時等連絡先の登録情報が変わった場合は、申請や届出が必要となります。詳しくは、各管轄支所へお問い合わせください。

出産

死亡

緊急時等連絡先の  
情報変更



子どもが  
独立

親と同居



### 退去連絡もお忘れなく！

住宅を退去される時は、退去される日の15日前までに管轄の支所に連絡してください。退去の手続きや退去検査日についてご説明します。

埼玉県マスコット  
「コバトン」「さいたまっち」

